

新たなクライアント・クリアリング手数料体系の追加に伴う
金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正について

I. 改正趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務におけるクライアント・クリアリング手数料は、クライアント・クリアリングに係る清算約定の想定元本に応じた手数料体系となっており、取引量の多いクライアントにおいては、海外の清算機関と比べ割高であり参加しにくいとの指摘があることから、取引量の多いクライアントが当社の金利スワップ取引清算業務に新たに参加しやすくなるよう、新たな手数料体系を追加することとし、金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

- ・クライアント・クリアリング手数料について、受託清算参加者があらかじめ委託取引口座ごとに届け出た場合には、当該委託取引口座に係るクライアント・クリアリング手数料は、当該委託取引口座に新規に記録される清算約定の件数及び当該委託取引口座に係る当初証拠金所要額に応じた額とする。
- ・この場合におけるクライアント・クリアリング手数料には、最低手数料額を設ける。

(備 考)

金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則第5条の2の2

III. 施行日

2016年11月30日から施行する。

以 上

金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(クライアント・クリアリング手数料に係る特則)</p> <p>第5条の2の2 前条の規定にかかわらず、<u>清算参加者が、本条の規定の適用を受ける委託取引口座として、当社所定の様式により当社に対してあらかじめ届け出た場合には、当該委託取引口座（以下「届出委託取引口座」という。）に係るクライアント・クリアリング手数料は、クライアント・クリアリングに係る清算約定に関する新規債務負担手数料及び当初証拠金連動手数料の二種類とする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する場合における各月のクライアント・クリアリングに係る清算約定に関する新規債務負担手数料は、当該各月に成立し届出委託取引口座に記録された清算約定1件あたり3,000円とする。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する場合における各月のクライアント・クリアリングに係る清算約定に関する当初証拠金連動手数料は、当該届出委託取引口座に係る日々の当初証拠金所要額（休業日については、当該休業日の前当社営業日に通知する当初証拠金所要額）に0.001を乗じた金額を365で除した額を、合計した金額とする。</u></p> <p>4 <u>第1項に規定する届出は、毎年3月又は9月に行うものとする。当該届出が行われた場合には、当該届出の行われた月の翌月のクライアント・クリアリング手数料から、本条の規定が適用される。</u></p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、清算参加者がクライアント・クリアリングに係る委託取引口座を新たに開設する場合には、当該清</u></p>	<p>(新設)</p>

算参加者は、当該開設と同時に第1項に規定する届出を行うことができるものとする。この場合には、当該開設後最初にクライアント・クリアリングに係る清算約定が成立した月のクライアント・クリアリング手数料から、本条の規定が適用される。

6 清算参加者は、第1項に規定する届出を取り下げることができるものとする。当該取下げは、毎年3月又は9月に行うものとし、当該取下げが行われた場合には、当該取下げの行われた月の翌月のクライアント・クリアリング手数料から、本条の規定が適用されず、前条の規定が適用される。

7 前各項の規定にかかわらず、届出委託取引口座に関し、ある月の属する計算年度の開始月（当該計算年度の途中から本条の規定が適用される場合には、本条の規定の適用が開始される月をいう。以下この項において同じ。）から当該月までの各月につき、第1項から第3項までの規定に基づき算出した当該月のクライアント・クリアリング手数料に相当する額と当該開始月から当該月の前月までの当該届出委託取引口座に係るクライアント・クリアリング手数料の総額の合計額が、当該開始月から当該月までの経過月数に333万円を乗じた金額（以下「最低手数料額」という。）に満たない場合には、当該合計額と最低手数料額との差額を、当該月につき第1項から第3項までの規定に基づき算出したクライアント・クリアリング手数料に相当する額に加算した金額を、当該月の当該届出委託取引口座に係るクライアント・クリアリング手数料とする。

8 前各項の規定は、業務方法書第53条に規定する取引毎コンプレッション、同第5

3条の2に規定するクーポン・ブレンディング、同第53条の2の2に規定する一括コンプレッション又は同第53条の2の3に規定する参加者提案型コンプレッションにより、クライアント・クリアリングに係る清算約定が成立し届出委託取引口座に記録される場合の当該清算約定に関するクライアント・クリアリング手数料について準用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成28年11月30日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第5条の2の2第4項の規定にかかわらず、施行日の属する計算年度においては、清算参加者は第5条の2の2第1項の届出を施行日以降の各月に行うことができるものとする。